

## 松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 18 年条例第 24 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、松戸市文化会館及び松戸市民劇場の管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

### 1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

- (1) 松戸市文化会館 松戸市千駄堀 6 4 6 番地の 4
- (2) 松戸市民劇場 松戸市本町 1 1 番地の 6

### 2. 指定管理者となる団体

松戸市千駄堀 6 4 6 番地の 4  
公益財団法人 松戸市文化振興財団  
代表理事 谷口 誠敏

### 3. 指定管理の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで(4 年間)

### 4. 選定理由

審査委員会における評価が総合的に良好であったため

### 5. 選定審査手順

- ・ 申請書類受付  
平成 2 9 年 9 月 1 3 日(水)
- ・ 公の施設の指定管理者候補者審査委員会  
第 1 回：平成 2 9 年 9 月 2 6 日(火)  
第 2 回：平成 2 9 年 1 0 月 3 日(火)
- ・ 指定管理者候補者審査結果答申  
平成 2 9 年 1 0 月 3 日(火)(審査委員会→教育委員会)
- ・ 松戸市議会 1 2 月定例会指定管理者の指定議案提出  
平成 2 9 年 1 2 月 5 日(火)
- ・ 松戸市議会 1 2 月定例会指定管理者の指定議案議決  
平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日(木)
- ・ 指定管理者の告示  
平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日(水)
- ・ 指定管理者への指定の通知  
平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日(水)